

令和4年6月22日開催

## 文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

産業観光交流部が所管する第三セクター等の経営健全化の  
推進について . . . . . 1～4

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
提 出 課	産 業 政 策 課

## 産業観光交流部が所管する第三セクター等の経営健全化の推進について

### 1 株式会社よしかわ杜氏の郷の民営化の検討について

#### (1) これまでの経過

令和3年12月24日の所管事務調査において、株式会社よしかわ杜氏の郷（以下、同社という。）に関して、「経営状況」、「今後の経営予測」、「第三セクターとしての課題」、「第三セクター等評価委員会の評価・意見」の4つの観点から現状での経営継続の難しさを説明し、市による増資、解散又は民間譲渡の選択肢がある中で、民間譲渡を第一候補として具体的な手続を進めることを表明した。

#### (2) 民営化に向けた具体的な手続について

##### ア 地域協議会及び株主への説明

本年1月に吉川区地域協議会、また、2月には2回の株主説明会において所管事務調査と同様の内容を説明し、民間譲渡による同社の経営健全化について一定の理解を得られたものと捉えている。

なお、5月に吉川区地域協議会から、譲渡先の選定にあっては利益優先の企業ではなく設立の趣旨を踏まえたものとなるような配慮を求める意見をいただいている。

##### イ 公認会計士による株式評価の実施

株式譲渡する場合に目安となる株価の算定を行った。評価内容は次のとおり

- ・評価額

1株当たり 8,167円

- ・評価方法

帳簿上の純資産を基礎として算定し客観性に優れる時価純資産方式及び将来の収益獲得能力等が反映されるDCF（ディスカунテッドキャッシュ・フロー）方式を採用し、それぞれの算定結果を按分する折衷方式により算定

##### ウ 第1回優先交渉先選定委員会の開催

株式譲渡を公募で行う場合の条件や評価方法を検討するため、第三者委員会を開催し、公募の方針や条件等の整理を行った。

- ・委員構成 7名（氏名は、評価を行う第2回開催まで非公開）

経営精通者、財務会計精通者、酒造業界精通者、会社が所在する地域の代表者、産業観光交流部長

- ・開催日

令和4年6月7日

#### (3) 民間譲渡の方針決定について

関係者から一定の理解を得られていること、専門家や地域の代表者からの意見を踏まえ公募条件等の整理ができたことから、企画提案型のプロポーザル方式を採用した公募による市保有株の民間譲渡を行う。

### 2 市が保有する株式の譲渡に向けた手続について

#### (1) 公募の方針等

- ・公募の方針

市では、同社の経営健全化の手法として民営化を選択しており、民間譲渡後であって

も、会社設立当初の目的や実施中の事業、雇用が継続されていくことに重点を置く。

なお、当初の目的は、旧吉川町が設立当時に策定した整備計画から、「酒造の文化と技術の継承を通じて、町の発信、産業の振興に寄与すること」と整理しており、実施中の事業は、「吉川区内の酒米や水を使用した酒造り事業」とする。

- ・ 目指す譲渡先

公募によって選定する譲渡先は、経営持続性、財務内容の安定性が高く、末永く経営を担える事業者であって、当初の目的等が一定程度達成できる事業者とする。

## (2) 主な公募の条件等

### ア 当初の目的達成等に関する条件

吉川区内の酒米や水の使用、観光酒蔵の継続、情報の発信

### イ 雇用に関する条件

従業員の雇用継続、雇用条件の継承

### ウ 対象株数

市保有全株（3,041株）及び市と同時譲渡を希望する個人株主等保有株（意向確認予定）

※参考：全発行済株数（3,683株）

### エ 希望譲渡価格

公認会計士の評価を基に決定した株価を希望譲渡価格とする。

公募参加を促すため希望譲渡価格を下回る金額の提案も可能とする。

### オ 本社所在地による参加条件

国内に本社を有する事業者を対象とし、地域性を考慮する。

### カ その他の条件

- ・ 連携協定

公募条件等に関する取組の市との連携について、譲渡先事業者、同社及び市の三者で連携協定を締結する。また、協定に基づき三者の定期的な情報共有会議を行う。

- ・ 事業継続期間

最低事業継続期間を10年とする。

- ・ 違約金の設定

公募条件に関する重大な違反時の担保として、譲渡契約書に違約金を規定する。

### (3) 評価基準

	企画提案項目 (評価項目)	評価の視点	採点 (基準3点)	配点	
I 地域性	1 理念の継承	地域や会社の歴史・文化・背景・役割への理解があり、経営方針・事業計画に踏まえているか。これらの理念に関し、計画等に新規性、独創性、具体性、実現可能性があるか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	2 地域貢献・連携	計画に地域への貢献や地域との連携があるか。その実現性があるか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	3 所在地	主たる事務所・事業所が、吉川区内(5点)、市内(3点)又は県内(1点)の事業者等であるか。	5-3-1-0	×2	10
II 事業の 適合性	1 企画提案内容と 運営体制	現状の課題等を踏まえ、組織体制や売上の増加策、経費の縮減策等、具体的な方策が示されているか。その実現可能性があるか。	5-4-3-2-1-0	×4	20
	2 経営の持続性	経営の持続性が認められるか。資金計画(資金調達方法、キャッシュフロー)、収支計画(損益計算書)が提出され、実効性・実現可能性が高いか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	3 財務内容の安定性	事業の継続、株式を保有するに足る安定した経営状況であると認められるか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
	4 諸条件への対応	提案内容から諸条件への対応が確認できるか。	5-4-3-2-1-0	×2	10
III 譲渡価格	1 譲渡価格	譲渡価格に応じて加点。最も高い金額を提示した応募者の金額を5点として、各配点を按分し配点する。 例：最高金額5千万円の場合 5千万円5点、4千万円以上4点…1千万円以上1点を加点する。	5-4-3-2-1-0	×2	10
IV その他	1 その他加点	その他アピールする事項を評価する。	5-4-3-2-1-0	×2	10

※最も優れた提案を行った者と次点の者を、合計得点60点以上の者から採用する。

### (4) その他留意する事項

#### ア 補助金返還の取扱い

同社は、設立時に国、県及び旧吉川町から補助金の交付を受けて施設等の財産を取得している。国及び県の補助金は、町が補助事業者となって同社に対し間接的に交付したもので、要件として農業者等の組織する団体や第三セクター等であることとなっていた。

本株式譲渡を行った場合、譲渡先事業者によっては同補助金の要件を満たさなくなることから、国及び県に対し一部補助金を返還しなければならない可能性がある。

優先交渉先が決定し、具体的な譲渡先を踏まえて国等と協議し、補助金返還が必要となった場合は、返還事由の原因者となる市が返還することを想定している。

概算補助金返還額(令和4年10月31日時点) 29,109千円

## イ 株式の処分について

### (ア) 株式譲渡の地方自治法上の取扱い

株式は公有財産に該当するため、その売却にあつては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により「適正な対価なくして譲渡」する場合は議会での議決を要する。

本株式譲渡は、当初目的の達成や事業継続に重点を置き、価格による競争入札は馴染まないことから、企画提案型のプロポーザル方式により譲渡先を選定した上で、随意契約を行う。

このため、随意契約を行おうとする譲渡額が、「適正な対価」を下回る場合は、議会へ提案を行うことを想定している。

### (イ) 適正な対価の考え方

適正な対価の考え方は、公認会計士が算定した次の株式評価額を基本とし、今後株価に影響を及ぼす事象が生じた場合は改めて見直す。

1株当たり 8,167円 (市保有株式全体 約24,836千円)

上記評価額は、算定時の直近となる令和2年度決算を基に算出されており、譲渡時において時差が生じるが、令和3年度決算では当期純損失を計上する見通しとなっていることから「適正な対価」が上記を上回ることはないため、これを基本とするもの

## 3 今後のスケジュールについて

今後の主なスケジュールは次のとおり予定している。

- |       |  |
|-------|--|
| 6月24日 | 株主及び地元説明会                                |
| 7月中旬  | 公募の開始                                    |
| 10月中旬 | 提案の締切り                                   |
| 10月下旬 | 第2回選定委員会（優先交渉先の決定）                       |
| 10月下旬 | 優先交渉先との協議及び国等との補助金の取扱い協議の開始              |
| 12月下旬 | 契約（ただし、適正価格を下回る場合等は、3月定例会へ提案後の審議の結果に従う。） |